

判決要約

No. 311

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

311 -1	「洗い米及び洗い米の包装方法」に関する特許無効審決が維持され、取消請求が棄却された	周知技術、刊行物記載の発明、進歩性
	<p>1 平14(行ケ)184号(東高6民)</p> <p>2 平15.9.4(棄却)</p> <p>3 (株)東洋精米機製作所,(財)雑賀技術研究所</p> <p>4 井村 覺,(株)サタケ</p> <p>5 特許2615314号(無効2000-35448,35501)</p> <p>6 審決の理由: 本件発明中請求項1に係る発明は、本件出願時に周知となっていた技術(主引用発明)と、特開昭52-43664号公報(甲5,刊行物1)に記載された発明(引用発明1)に基づき、請求項2に係る発明は、前記周知技術及び引用発明1と、特公昭55-35302号公報(甲6,刊行物3)に記載された発明とに基づき、何れも当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法第29条第2項に違反して特許されたものであるから無効にすべきである。</p> <p>取消理由1(一致点認定の誤り): 審決が甲15,16,17から「精白米を除糠の為に洗滌し、除水し、米肌面にある陥没部の糠分がほとんど除去された洗い米は本件出願時に当業者において周知であった」とした認定は誤りである。</p> <p>取消理由2(相違点1についての判断の誤り,その1): (1)本件発明の「米粒の表層部」についての認定判断を誤った。</p> <p>(2)引用発明1(甲5の発明)の「亀裂」についての認定判断を誤った。</p> <p>取消理由3(相違点1についての判断の誤り,その2): 審決は、甲15,17,18を示し、「洗い米の平均含水率を『約13%以上16%を超えない』ように除水することは当業者が容易になし得ることである」としているが、この判断は誤っている。</p> <p>取消理由4(本件発明の顕著な効果の看過): 審決は「洗米後米肌に亀裂がない」という効果は「当業者が容易に予測できる効果である」としているが、この判断は誤りである。</p> <p>判決事項(1) 取消事由1に対して: 従来例における乾燥荒</p>	<p>い米が炊飯後における糠臭がないこと、すなわち「陥没部に糠分が残っていない」ことを当然の前提としているものであるから、原告らの主張は失当である。</p> <p>(2) 取消事由2に対して: 審決は「添加水分が米粒皮層あるいは米粒表面の薄層にとどまっている短時間のうちに精白除糠、除水を行えば、即ち水分と精白米との接触時間の短時間化で白米除糠除水を行えば、白米の亀裂発生、碎米化を防止できるという技術思想」が甲27,29,31で開示され周知であったと認定しているのであって、原告らの主張は失当である。</p> <p>また審決が単に加水量を増やせば洗滌作用が得られるものと誤解しているとの原告らの主張は、審決の認定を誤解するものであり、主張自体として失当である。</p> <p>(3) 取消事由3に対して: 本件発明の構成要件中含水率13%は、通常の白米の含水率であり(甲2),含水率16%以下は、精白米の農産物規格規定(乙16)であるから、これらの構成要件は、容易想到性の判断に何等の意味もないので、原告らの主張する取消事由に理由はない。</p> <p>(4) 取消事由4に対して: 審決は「米肌面にある陥没部の糠分がほとんど除去された洗い米は、本件出願時当業者において周知のものであった」と認定しているのであって、引用発明1の洗い米が炊飯でき、糠臭くないものであると認定している訳ではないので、原告らの論難は当たらないので、その主張自体失当である。</p> <p>結論: 前記のように、原告らの主張する取消事由は何れも理由がなく、審決には取り消すべき誤りはないので、原告らの本訴請求は棄却することとし、主文のとおり判決する。</p> <p>(特29条2項)重要度☆ (鈴木 正次)</p>
311 -2	原告主張の本件意匠(物品「フライパン」)の内側表面の凹凸模様は、格別の特徴を有せず、意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱なものであるとして、公知意匠と類似であると認める審決が支持された	意匠の類否、特徴記載書、パンフレットの記載
	<p>1 平15(行ケ)320号(東高18民)</p> <p>2 平15.11.6(棄却)</p> <p>3 双葉工業(株)</p> <p>4 特許庁長官</p> <p>5 意願2000-23765,不服2001-12327</p> <p>6 審決: 両意匠は、意匠の骨格を形成する全体形状が共通している。一方、(イ)本体部の深さ、(ロ)握り部の長さ、(ハ)握り部の形態、(ニ)柄体基部のリベット取り付け部、及び(ホ)本願意匠は、本体部内面全体に、極く僅かに高くした平坦微小円形状の凹凸を密に規則配列しているのに対し、引用意匠は、それに相当する凹凸がない等の点に、差異が存する。</p> <p>しかし、これら差異点のうち、(イ)~(ニ)は、類否判断に及ぼす影響が僅かであり、(ホ)については、意匠全体として見た場合には、凹凸の存在による視覚効果は他の部分との質感の差異を訴える程度の域を出ない微弱なものであり、また、規則配列小円図形は具体的事例を示すまでもない周知模様であり、規則配列小模様をエンボス加工することは、周知の形態処理の範囲に属するものであるから、創作の内容としても格別着目されることのないものであり、類否判断に及ぼす影響は極く僅かなものとせざるを得ない。</p> <p>また、これらの差異点のまとまった相乗効果による意匠全体に及ぼす影響を考慮したとしても、全体としてその影響は軽微に止まり、本願の意匠は引用の意匠に類似するものといわざるを得ない。</p> <p>原告の主張: 本願意匠は、パン本体の内側表面部の全面に凹凸模様を施したことが創作の要部ないし特徴である。この凹凸模様は、鉄板の地模様でも粗面でもなく、フライパンの中で最も広面積を占めるパン本体の表面部全体に表示されており、これが発揮している看者に対する訴求力の強さを無視したことは、本願意匠の実体をよく見ていない判断といわざるを得ない。</p>	<p>判示事項: (1) 原告は、本願意匠の出願に当たり、「本願意匠は、なべ本体の内側全面に多数の小突起を形成し、全面を凹凸面にしたことを特徴とする。」と記載した特徴記載書を願書とともに提出したことが認められる。</p> <p>(2) 原告が主張する凹凸模様の点に関しては、当裁判所も、審決と同一の認定判断に立つものである。本願意匠における凹凸模様面は、フライパン本体の内側表面部全体にわたって円形の小凹凸を均一かつ密に規則的に配列してなるものであり、それ自体として格別の特徴を有するものとは認められないから、その存在によってもたらされる視覚効果は、フライパンの意匠全体としてみた場合には、フライパン表面の形態処理として採用可能なものの1つを採用したことによる質感の差異と認識される程度のものであって、それが意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱なものというべきである。なお、原告が本願意匠の実施品であるとするフライパンを掲載したパンフレットには、「金属表面に無数の凹凸を浮き立たせた特殊加工金属です。素材と鋼板の間に絶えず油が回るため、こげつきやこびりつきの発生するおそれが格段に減ります。」と記載されていることが認められ、これによれば、本願意匠においてフライパン本体の内側表面部全体に小凹凸を設けた点は、フライパンの美感を意識した創作というよりは、むしろ、こげつき等を防止するという機能に重点を置いたものであることがうかがわれるのであって、この点からみても、本願意匠における意匠的創作性がフライパンの内側表面部にエンボス加工様の小凹凸を形成した構成にあり、これが意匠の類否判断を左右する要素であるとする原告の主張は、採用することができない。</p> <p>よって、原告の請求は理由がないから、請求を棄却する。</p> <p>(意3条1項3号)重要度☆ (中馬 典嗣)</p>

311 -3	<p>選択発明における性質についての要件を、当然に得られる結果に過ぎず引用発明との相違点ではない、と認定した審決を取り消した</p>	<p>選択発明 相違点</p>
	<p>1 平14(行ケ)342号(東高13民) 2 平15.9.24(認容) 3 大日本製薬(株) 4 特許庁長官 5 特許2696188号 6 経緯:「亜酸化銅(以下Aとする)と2-ピリジンチオール-1-オキシドの銅塩(以下Bとする)を有効成分として含有することを特徴とするゲル化せず長期保存が可能な防汚塗料組成物」という特許発明に対して特許異議申し立てがなされた。引用文献には、Bを防汚活性成分として含有する水中防汚塗料が記載され、また、Bと混合可能な成分の例示としてAが記載されている。</p> <p>異議申し立てにおいて、被告は①「引用例には、実施例等の直接的な記載はないにしてもBにAを混合して防汚塗料とすることは、記載されているに等しい事項である」と認定し、また、②「本件訂正発明の「ゲル化せず長期保存が可能である」点については、AとBとを有効成分として含有することにより当然得られる結果に他ならず、この記載の有無を持って両発明が相違することにはならない」と認定した上で、本件特許発明を特許法29条第1項第3号に該当するとして取り消した。</p> <p>原告は、①における引用発明の認定、及び、②本件訂正発明と引用発明との相違点の認定において誤りがあるとして決定の取り消しを求めた。</p> <p>判示事項:本件特許発明は、AとBとの組み合わせを選択することにより、ゲル化せず長期保存が可能な防汚塗料組成物としたものと解釈するのが相当である。</p> <p>引用例には、AとBとを組み合わせる防汚塗料について、実施例等として具体的に記載するところがなく、引用例発明に係る水中防汚塗料が「ゲル化せず長期保存が可能」との性質を有するとの点についてもなら記載がなく、また、この性質について示唆する記載も見出すことができない。</p> <p>化学的な組成物に関する技術分野においては、先行文献に</p>	<p>特定の成分の組み合わせが具体的に記載されておらず、これにより当業者に認識されていなかった顕著な作用効果を奏することとなる場合には、先行発明とは別発明である選択発明の一種として新規性及び進歩性が認められるというべきである。</p> <p>本件において、「ゲル化せず長期保存が可能」という性質が、上記組み合わせを選択することにより引用例発明では当業者に認識されていなかった顕著な作用効果を奏することとなる場合には、本件訂正発明は、引用例発明とは別発明である選択発明の一種として新規性及び進歩性が認められるのであって、その特許性を否定するためには、本件訂正発明が選択発明として成立するに足りる作用効果を奏するか否かについての検討を経ることが必要であるといわなければならない。</p> <p>そうすると、「ゲル化せず長期保存が可能」という性質は、本件訂正発明の構成要件となっているのに対し、引用例には、この性質についてなんらの記載も示唆もない以上、少なくとも、この要件の有無を相違点として認定した上で、この性質が選択発明を構成するものに足りうるか否かに付いて、実施例及び比較例や本件特許出願の技術常識を参照するなどして判断すべきものである。したがって、このような判断過程を経ることなく、「ゲル化せず長期保存が可能」という本件訂正発明の構成要件を切り離して、AとBを混合した単なる防汚塗料を、引用例に記載されているに等しい事項であると認定した上、この認定を前提に、「ゲル化せず長期保存が可能」という性質は成分の組み合わせにより当然に得られる結果に他ならず、両発明が相違することにはならないとした本件決定の判断手法は、選択発明の成立の余地を否定するものであって、誤りといわざるを得ない。</p> <p>したがって、本件決定には相違点を看過した誤りがあり、この誤りが本件決定の結論に影響を及ぼすことは明らかであるので、②の請求には理由がある。</p> <p>(特29条1項3号、29条2項) 重要度☆☆ (三上 敬史)</p>
311 -4	<p>本願発明「写真フィルム焼き付け装置」を引用発明に基づき容易とした審決が取り消された</p>	<p>進歩性 相違点 写真フィルム 焼き付け コマ トリミング</p>
	<p>1. 平14(行ケ)417号(東高6民) 2. 平15.11.13(認容) 3. ソニー(株)、(株)タムロン 4. 特許庁長官 5. 特願平11-75257号(特願平4-65304号の分割) 6. 本願発明の概要:「……写真フィルムを送送する送給機構と、……写真フィルムの送り量を検出する検出器と、……、前記有効撮影エリア上への画像の露光に伴い、2.5mm幅の前記非撮影エリアに記録された焼付けすべきエリアを示すコマサイズ信号と、……ことを特徴とする写真フィルム焼付け装置。」</p> <p>審決の大意:本願発明と引用発明(特開平3-105336号公報)との間には、6つの相違点があるが、いずれも当業者に容易なものである。</p> <p>原告:審決は、引用発明の「画角マーク29」を本願発明の「コマサイズ信号」に相当すると認定し、一致点でないものを一致点と誤認して相違点を看過した。</p> <p>被告:本願発明の「コマサイズ信号」の唯一の機能は「焼付けすべきエリアを示す」ことであるから、「コマサイズ信号」を、フィルムサイズを意味する信号に限定して解釈する理由はない。本願発明の「コマサイズ信号」も引用発明の「画角マーク29」も共に、「焼付けすべきエリア」を示すマークであり、両者は一致する。</p> <p>「コマサイズ信号」は「コマ」の「サイズ」を表す「信号」でありその技術的意義は一義的明確に理解できるから、発明の詳細な説明を参照できる特段の場合に該当しない。本願発</p>	<p>明の対象が、異なった縦横比のものの焼き付けを行うものに限定されてもいない。</p> <p>判示事項:(1)本願発明の「コマサイズ信号」について 「コマ」の語は、写真フィルムにおいて用いられるときは、辞書の説明から分かるとおり、一般に、フィルム上に存在する一連の画面中の一つ一つの画面を指す。したがって「コマサイズ信号」とは、その用語自体から、特段の事情ない限り、写真フィルム中の一つ一つの画面のサイズを表す信号と解される。</p> <p>(2)引用発明の「画角マーク29」について:引用例の記載から、引用発明は、特定範囲を拡大して焼き付けるトリミングプリントを対象とし、「画角マーク29」により特定され拡大焼き付けされる対象エリアは、各コマ中の特定範囲であってコマ全体ではない。すなわち「画角マーク29」は、写真フィルムにおけるコマのサイズでなく、トリミングすべき枠とその拡大倍率を表す信号である。これを本願発明の「コマサイズ信号」と同視し得ないことは明らかである。</p> <p>(3)以上より、フィルム中の各コマのサイズを示す「コマサイズ信号」と、各コマの一部についてトリミング枠とその拡大倍率を表す「画角マーク29」とは、もともとその技術的意味及び機能を異にする。審決は、上記相違点を看過し、その結果これについての判断をしないまま結論に至ったものである。この相違点の看過は、審決の結論に影響する誤りである。</p> <p>(特29条2項) 重要度☆☆ (岡戸 昭佳)</p>

<p>311 -5</p>	<p>取消決定には先願発明との一致点の認定に誤りがあるとして、本件特許「インクジェット式記録ヘッド」に関する特許異議申立事件での取消決定が、取り消された</p>	<p>発明の同一、一致点の認定、異議申立、取消決定</p>
	<p>1. 平14(行ケ)第182号(東高13民) 2. 平15.9.17(認容) 3. セイコーエプソン(株) 4. 特許庁長官 5. 特許3041952号 6. 原告の主張:本件決定は、本件発明1乃至4(請求項1乃至4に係る発明)と先願発明2(特願平2-15807号の出願当初の明細書に記載された発明)の一致点の認定を誤った(取消事由)結果、本件発明1乃至4と先願発明2とが同一であり、特許法第29条の2第1項の規定により特許を受けることができないとの誤った判断をしたものであるから、違法として取り消されるべきである。</p> <p>判示事項:取消事由(一致点の認定の誤り)について (1)先願明細書2の記載を総合すれば、以下の事実を認定できる。幅広の圧電素子2は、たまたま圧電素子2にスリット3を形成したことにより生じた部分であって、独立した部材として構成されているということではできず、上記幅広の圧電素子2が、本件決定の認定するように、基板1と振動板8との間で「支柱」となっているということもできないばかりか、他の圧電素子2と材質及び作用効果において異なるどころではなく、……固定部材の目的に合致した材料として高分子</p>	<p>材料を選択できるなど、本件発明1の「固定部材」が奏するような効果も有しない。</p> <p>(2)被告の主張は以下のとおり採用できない。他より幅広の圧電素子2が振動板8と基板1を結びつけているとしても、このことから直ちに、これが本件発明1における「固定部材」に一致するということはできない。本件発明1における「固定部材」に一致するというためには、材質、効果等において一致することを要するが、先願発明2の他より幅広の圧電素子2がこれらの点において異なることは上記のとおりである。</p> <p>(3)したがって、先願発明2の「他より幅広の圧電素子2」を「支柱」としてとした上、これが本件発明1の「固定部材」に一致するとして本件決定の認定は誤りであるから、請求項1を引用する本件発明2〜本件発明4に係る本件決定の一致点の認定も同様に誤りというべきである。</p> <p>(4)以上のとおり、原告主張の決定取消事由は理由があり、この誤りが本件決定の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、本件決定は取消しを免れない。</p> <p style="text-align: right;">(特29条の2-1項)重要度☆ (大塚 武史)</p>
<p>311 -6</p>	<p>引用商標にはその独創性が必ずしも高くなく加工食品分野以外での周知性を肯定できないとして、本件商標を登録無効にした審決の取消しを求めた原告請求が認容された</p>	<p>モチーフ商標の独創性と周知性判断</p>
	<p>1 平15(行ケ)192号(東高3民) 2 平15.10.29(認容) 3 荒牧運輸(株) 4 キューピー(株)(A)外1名(B) 5 商標3248687号 6 争点:本件商標(第39類指定役務「貨物自動車による輸送」)がその登録出願時(平成4年4月6日)において商標法4条1項15号(以下、本号という)所定の判断を遺脱しているか。</p> <p>被告の反論:本件商標の登録出願時において「キューピー人形」及びその愛称「キューピー」が広く知られていたのは、あくまで被告Aらの継続的な宣伝広告活動や販売活動等によることであるから、「キューピー人形」及び「キューピー」の語は、あくまで被告Aらと関連づけられて一般に広く知られているものであり、このことは一般需要者を対象とする調査結果からも明らかである。</p> <p>判示事項:本号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務に使用したときに、当該商品又は役務が他人の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標のみならず、当該商品又は役務が上記他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標を含むものと解するのが相当である。</p> <p>上記の「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度、当該商品の指定商品又は指定役務と他人の業務に係る商品又は役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品又は役務の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品又は指定役務の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきものである(最高裁平成12年7月11日第3小法廷判決・民集54巻6号1848頁)。</p> <p>また、商標法4条3項は、本号に該当する商標であっても商標登録出願の時に同号に該当しないものについては同号の規定は適用しない旨規定するので、登録出願された商標は、登録出願時及び登録査定時の両時点において同号に該当するのでない限り、同号の適用を受けることはない。</p> <p>本件商標がその登録出願時及び登録査定時において本号に該当するか否かについて判断するに、「キューピー人形」及び「キューピー」の愛称が、古くから日本人に親しまれてきた</p>	<p>ものであって、被告Aのみならず、いくつかの有力企業により「キューピー人形」を模した商標が商標登録され使用されてきているところ、被告Aの引用商標は、とりわけ日本興業銀行の登録商標と全体的な特徴において酷似している反面、本件商標とは、一般の取引者・需要者にとって容易に識別し得る程度に異なるというべきである。</p> <p>また、引用商標が「キューピー人形」をモチーフとした商標であることから、その独創性が必ずしも高くはないこともあって、引用商標がマヨネーズ、ドレッシングその他の加工食品の分野又はこれと密接に関連する分野では被告Aを表示するものとして広く知られているとはいえ、上記分野以外の分野での引用商標の周知性を肯定することはできない。</p> <p>さらに、本件商標の指定役務の分野において、被告Aの物流子会社である被告Bが昭和51年以降は「キューピー」の語を含む社名により営業活動を行っていたが、平成元年以降は「キューピー」の語を含まない「キューソー便」の名称を貨物運送に使用、同12年には商号を「(株)キューソー流通システム」と変更している。</p> <p>そして、被告Bの貨物自動車に「キューピー」の語あるいは「キューピー人形」の図形が付されているものはほとんど存在しないばかりか、一般の取引者・需要者に向けて広く宣伝広告をしていることもないから、本件商標の指定役務の分野における一般の取引者・需要者間では、本件商標の登録出願時において、被告Bの商標として広く知られていたと認めることはできない。</p> <p>また、被告主張の調査結果は、平成12年7月に実施された調査を基にして作成されたものであるばかりでなく、本件商標の登録出願時及び登録査定時におけるその指定役務の分野に属する取引者・需要者を対象とした調査でもない。</p> <p>(1) 本件商標  (2) 引用A商標 </p> <p style="text-align: center;">(商標法4条1項15号、法46条)重要度☆☆ (信太 明夫)</p>

311 -7	電子ファイル交換サービスについて、著作権隣接権侵害に基づく差し止めの範囲と損害賠償の額が決定された。	著作権隣接権 レコード製作者の権利複製権 送信可能化権 差し止め 損害賠償 PtoP 技術 MP3ファイル
<p>1. 平14(ワ)4249号(東地29民)</p> <p>2. 平15.12.17(一部認容)</p> <p>3. コロムビアミュージックエンタテインメント(株), 他18社</p> <p>4. (有)日本エム・エム・オー, 松田道人</p> <p>6. 経緯: 被告会社運営の電子ファイル交換サービス「ファイルログ」について、レコード会社である原告らが、著作権隣接権(複製権(96条), 送信可能化権(96条の2))に基づいて差し止めおよび損害賠償を求めた事案である。同サービスについては、平成14年4月の仮処分決定により停止されている。また、本事件においては、平成15年1月29日の中間判決により、同サービスが原告の著作権隣接権の侵害に当たること、被告会社とその侵害行為の主体であること、被告らが原告らに対して損害賠償義務を負うこと、が認定されている。原告らの請求中、差し止め請求についてその認められる範囲を決定し、損害賠償についてその認められる損害額を決定したのが本判決である。</p> <p>判示事項: (1) 差し止めの範囲</p> <p>本件においては、被告の行為の客観的な特定を厳格に求めることは、差し止めの実効性等の理由から妥当でない。ところで、本件サービスの利用者がMP3ファイルにファイル名を付す場合、他の利用者がその内容を認識しうよう、「タイトル名」や「実演家名」を使用することが一般的であると認められる。レコードの表記方法を適宜、漢字、かな、アルファベット等で代替することも推認される。これより、差し止め対象の特定方法としては、ファイル名またはフォルダ名に本件各レコードの「タイトル名」及び「実演家名」の双方が表記されたファイル情報に係るMP3ファイルの送受信行為として特</p>		<p>定するのが最も実効性が高い。利用者が自ら創作した音楽のMP3ファイルについては、可能な限り市販のレコードとの混同を避けるはずであり、市販のレコードの「タイトル名」等と同一の名称を使用することはないと解される。よって、上記の特定方法で過大な差し止めを肯認することにはならない。なお、本件サービスは既に停止しているため、将来給付の必要性は認められない。</p> <p>(2) 損害額 ①使用料相当額 同種の音楽配信サービスにおいて設定された許諾料額を参酌して算定するのが相当である。本件サービスではダウンロード数が把握されていないので、送信可能化数を基準とするのが合理的である。送信可能化1ファイル当たりの月額使用料相当額は、米国における価格や日本音楽著作権協会の使用料規程等から、2000円と認められる。送信可能化された本件各MP3ファイルの数は、本件サービスが運営されていた各月に同時に送信可能化されていた最大ファイル数を求め、これに、最大数を求めた月における異なるときに送信可能化されていた本件各MP3ファイルであって上記最大数の際のものとの別のMP3ファイルの数を加算することで推計できる。これにより原告ごとに使用料相当額を算定できる。</p> <p>②過失相殺 被告は侵害行為を避けるための解決方法を自らの責任において実施すべきであって、原告らがその解決方法を示さなかったことをもって過失があるということとはできない。よって、被告の主張する過失相殺には理由がない。</p> <p>(著112条1項, 114条2項) 重要度☆☆☆ (岡戸 昭佳)</p>

お詫びと訂正

1. パテント2004年10月号(第57巻第10号), 35頁掲載の“正副会長の活動状況”左欄16行目において、「会員の電子フォーラムにおいて会員の意見を求めました。」とありますが正しくは、「関係の委員会等において会員の意見を求めました。」の誤りです。
2. 同上書籍紹介において、目次, 60頁にわたり編者「尾崎英男」様のご氏名が「尾崎秀男」と誤記されていました。関係者の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしました。ここで深くお詫びして訂正させていただきます。

From Editors

編集後記

今回の特集「地方自治体の知財への取り組み」は、各地方自治体の担当部署の方々からの寄稿でまとめることとしましたが、果たしていくつの地方自治体が原稿執筆に応じていただけのだろうと一抹の不安を当初抱いていました。

しかし、結果としてこうして19の都道府県から寄稿いただき、一応特集として掲載することができ、先ずは一安心といったところです。

原稿締め切りまで非常に短期間であったにもかかわらず、ご多忙のなか、こちらからの唐突なお願いに対しこのように寄稿してくださった地方自治体の担当部署の方々には厚く御礼申し上げます。(A. N)

11月号の特集として、地方自治体の知財への取り組みを取り上げさせて頂きました。大変忙しい中、執筆を引き受け頂きました地方自治体の担当の皆様、ありがとうございます。本特集が地

方の方の弁理士の皆様に僅かでもお役に立てばと思います。(リ)

地方公共団体の知的財産への取り組みの特集について、各公共団体のご担当の皆様には、唐突な執筆依頼にもかかわらず、快くお引き受けいただきました。この場を借りて、深く感謝させていただきます。

弁理士として、各地方公共団体ごとの取り組みを、仕事を通じてお客様へ紹介していこうと思います。(八)

今回、「地方自治体の知財への取組み」を特集しました。各自治体の熱意ある取組みを知ることが出来たと同時に、弁理士に対してレベルの高い要望があることがわかりました。一弁理士としてすぐに地方自治体の知財への取組みを改善することはできませんが、せめて己のスキルを高めようと痛感しました。(T. K)

次号予告 【2004年12月号】

特集「ベンチャー支援」

12月号はベンチャー支援活動の特集します。

国立大学 TLO の中でも成功をしていると評判の山口大学 TLO 関係者へのインタビューなど内容盛りだくさんです。